居住制限区域(浪江町)所在の申立人らが所有する建物(2階建て。固定資産税名寄帳兼課税台帳上の用途は倉庫)の財物損害について、東京電力に対する直接請求手続では同建物全体が農業用倉庫であることを前提とした評価額に基づき賠償されたものの、同建物の2階部分には居室や台所等が存在し、申立人の子が居住していたこと等の事情を考慮し、2階部分を居住用建物であることを前提とした金額の9割と上記請求手続における既払金との差額が増額賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1及び同X2(以下申立人ら2名を「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

別紙物件目録記載の建物に係る財物損害

587万8138円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、金587万8138円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1記載の損害項目に対する賠償金として金499万9337円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目について、以下の点を相互に 確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 確認条項

申立人ら及び被申立人は、本件和解契約書第1の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものと する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決 センターに交付する。

令和元年7月5日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 行方 美彦)